

○東御市地域美化活動交付金交付要綱

令和5年3月29日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民と行政の協働による美しいまちづくりを推進するため、市民活動団体が自ら行う美化活動に対して予算の範囲内で交付金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号。（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) NPO団体その他の地域づくり活動を行う団体（地域づくり協議会含む。）
- (2) 各区PTA支部等
- (3) その他市長が認める団体

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

(交付金の対象となる活動内容及び対象経費)

第4条 交付金の対象となる活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 国有地、県有地、市有地等公有地である生活道路、通学路の清掃、草刈り、枝払い等
- (2) 植樹帯、花壇等のその他公有地の美化、維持活動
- (3) 前2号の活動を年3回程度実施すること。

2 前項に規定する活動に要する対象経費は、次に掲げる対象経費とする。

- (1) 刈払い機等の燃料、ごみ袋等の購入に要する費用
- (2) 賃借料、購入費その他活動に必要な道具、材料等に要する費用

(交付申請等)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、東御市地域美化活動交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 年間活動計画書
- (2) 協定書の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、東御市地域美化活動交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、東御市地域美化活動交付金実績報告書（様式第3号）によるものとし、同条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 活動参加者実績出面表
- (2) 作業写真（各回の着手前、作業中、しゅん工写真）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付確定）

第8条 規則第14条に規定する補助金等確定通知書は、東御市地域美化活動交付金確定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付金の請求）

第9条 前条の規定による交付の確定を受けた団体は、東御市地域美化活動交付金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

東御市地域美化活動交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東御市長

年 月 日付けで提出のありました東御市地域美化活動交付金交付申請書について審査した結果、交付金 円と決定しましたので、東御市地域美化活動交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

東御市地域美化活動交付金実績報告書

（申請先）東御市長

団 体 名
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた取り組みが終了したので、東御市地域美化活動交付金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付の交付額 金 円

2 交付金の根拠

_____ 路線（箇所）	1回目	参加者数	人
	2回目	参加者数	人
	3回目	参加者数	人
	合計		人

_____ 路線（箇所）	1回目	参加者数	人
	2回目	参加者数	人
	3回目	参加者数	人
	合計		人

_____ 路線（箇所）	1回目	参加者数	人
	2回目	参加者数	人
	3回目	参加者数	人
	合計		人

3 添付書類

様式第4号（第8条関係）

東御市地域美化活動交付金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

東御市長

年 月 日付けで提出のありました東御市地域美化活動交付金実績報告書について審査した結果、交付金 円と確定しましたので、東御市地域美化活動交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

東御市地域美化活動交付金交付請求書

（申請先）東御市長

団 体 名
代表者の住所
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定のあった東御市地域美化活動交付金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	支所・支店		
口座番号	普通	フリガナ	
	当座	口座名義	